

住民票等の交付請求書

年 月 日

本人確認

運・パ・住・個・身・資・補
健・年・介・特・在・外・手

和泉市長あて

太枠の中を記入してください。請求にあたっての注意事項を裏面に記載しています。

窓口に来られている方	住所		
	フリガナ	生年月日	
	氏名	年	月 日

証明書の種類	1. 住民票（現在・除票・改製原〔改製日 〕） 2. 住民票記載事項証明書（市様式・持ち込み様式） 3. その他（ ）		
右の項目をそれぞれ記入してください	住所（窓口に来られている方が本人・同一世帯員の場合は記入不要です） 和泉市		
	フリガナ	※窓口に来られている方との関係	
	世帯主氏名	<input type="checkbox"/> 本人・同一世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人(委任状) <input type="checkbox"/> 第三者	
	<input type="checkbox"/> 世帯全員のもの 通		
	<input type="checkbox"/> 世帯一部のもの (氏名) 通 (必要な方の氏名をカッコ内に記入してください) (氏名) 通 (氏名) 通		
	特に記載が必要なものに○してください。(個人番号<マイナンバー>及び住民票コードは原則省略します)		
	<input type="checkbox"/> 日本人住民	1. 本籍地・筆頭者氏名 3. 本籍・続柄どちらも記載(省略なし)	2. 世帯主氏名・世帯員との続柄 4. その他()

※代理権限	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他()	※そ明資料	<input type="checkbox"/> 契約書等
-------	---	-------	-------------------------------

※請求者が第三者(会社・債権者等)の場合は裏面の記載欄も記入してください。

受付	交付	戸印諸	合計	通	00円	<input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 労57・111条 <input type="checkbox"/> 5条の2 <input type="checkbox"/> 公用 通	—
----	----	-----	----	---	-----	---	---

請求者が第三者(会社・債権者等。委任状による代理人を除く)の場合は、表面とあわせて下の枠内も記入し、請求理由をくわしく記載してください。

請求者	住所(法人等の場合は事業所所在地)
	氏名(法人等の場合は法人等名と代表者氏名と社印もしくは代表者印) 印
請求理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため ※請求理由の詳細

請求にあたっての注意事項

1. 本人確認について

窓口に来ている方について、ご本人であることを確認できる書類(運転免許証、顔写真つき住民基本台帳カード、個人番号カード、特別永住者証明書、在留カード、健康保険証等の原本)の提示が必要です。(必要に応じて複写させていただくことがあります。)

2. 代理人請求の場合の代理権限の確認について

窓口に来ている方が、委任を受けて住民票上の同一世帯以外の方の住民票を請求する場合は、代理権限を確認する書類(委任状等)が必要です。

3. 第三者請求の場合について(本籍地・筆頭者氏名及び世帯主氏名・世帯員との続柄は原則省略します)

(1) 第三者が、権利の行使・義務の履行のために住民票を請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由をくわしく記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

住民票等を提出する国または地方公共団体の機関の名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) 資料の提供について

請求書に記載された請求理由を確認させていただくために、必要なそ明資料の提供を求めます。(必要に応じて複写させていただきます。)

また、法人等の場合、代表者が窓口に来ている場合は代表者の資格証明書、法人等の従業員が窓口に来ている場合は、従業員であることを確認できる資料(従業員証、在籍証明書等)もしくは代表者作成の委任状等の資料の提供を求めます。

4. 罰則について

偽り、その他不正の手段により住民票の写し等の交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

※請求にあたってご不明の点があれば、窓口でおたずねください。